

国民年金保険料の免除制度があります

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請手続きによって保険料の納付が「免除」「一部納付（一部免除）」または「猶予」される制度があります。

免除制度は次の3種類です。

①免除（全額免除・一部納付）申請

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請手続きをすることにより、保険料の納付が全額免除または半額納付などの一部納付となります。なお、一部納付額が未納の場合、未納と同じ扱いになります。

②若年者納付猶予申請

30歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、申請手続きをすることにより、保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例申請

学生で、本人の前年所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

※退職者、震災、風水害等の被災者は、所得に関係なく該当する場合があります。

※全額免除または若年者納付猶予の承認を受けた人は、翌年度以降も引き続き免除または猶予の申請を行わなくても、継続して申請があったものとして自動的に審査を行います。（申請書の申請者記入欄の「はい」に○を付けてください）

ただし、退職や被災を理由に承認された場合や半額免除等一部免除、学生納付特例承認者は継続申請の

軽自動車税は4月1日に課税します 異動手続きは3月31日まで！

軽自動車やバイクの税金は、毎年4月1日現在の所有者に課せられます。他人に車を譲ったり廃車にした人、住所が変わった人は、3月31日までに異動手続きをしないと、いつまでも課税されたり、納税通知書が手元に届かないことがあります。早めに手続きをしてください。**（土・日曜日、祝日は除きますのでお気を付けてください）**

※詳しい要件は事前にお問い合わせください。

| 種類 | 受付窓口 |
|---|--|
| 原動機付自転車 （125cc以下） 小型特殊自動車 （農耕用・その他） | 税務課 ☎73・30006 各支所 |
| 二輪の軽自動車 （125cc～250cc） 一輪の小型自動車 （251cc以上） | 四国運輸局香川運輸支局 高松市鬼無町20-1 ☎050(5540)2075 |
| 軽自動車（二輪を除く） | 軽自動車検査協会香川主管事務所 高松市国分寺町福家甲 1258-18 ☎087(870)6676 ☎087(870)6677(案内) |

軽自動車税の減免

障害者手帳等の交付を受けている人は、一定の要件を満たす場合に軽自動車税の減免を受けることができます。

●障害者本人が所有する軽自動車で、本人が運転するもの

対象となりません。

保険料免除を申請される人は、年金手帳・納付書・印鑑・離職票または雇用保険受給資格者証等を持って、市民課または各支所で手続きをしてください。

※確定申告をしていない人は、税務課または各支所で相談してください。

※転入された人は、前住所地（平成23年1月1日現在）での所得証明書が必要です。

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある人の追納をおすすめします

国民年金保険料の免除（全額免除・一部納付）・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって納める（追納）ことができます。

ただし、免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納を希望する人は、印鑑をご持参のうえ、市民課または各支所でお申し込みください。

▼問い合わせ
市民課 ☎73・30005
善通寺年金事務所 ☎0877(62)1660

●障害者本人が所有する軽自動車で、主に本人の通学・通院・通所または生業のために生計を同じくする家族が運転するもの
●車の構造が障害者のもものと認められるもの

平成24年度分の申請期限は5月24日（木）です。

身体障害者減免を受けている車両については、申請事項に変更がない限り再申請は不要です。4月初めに継続減免の案内通知を送付します。

▼申請・問い合わせ 税務課 ☎73・30006

固定資産税の縦覧・閲覧ができます

4月から固定資産税の帳簿の縦覧および台帳の閲覧ができます。縦覧・閲覧の際には、本人確認をするため納税通知書または身分証明書（運転免許証・健康保険証など）が必要です。

土地価格等縦覧帳簿および 家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

自分の所有する土地または家屋の評価額と比較するため、市内に所在する他の土地または家屋の評価額を見ることができません。

●対象

市内に固定資産（土地・家屋）を所有する納税者または納税管理人、代理人（納税者の委任状が必要）※土地（家屋）のみ所有する人は、家屋（土地）の縦覧はできません。

●期間

4月2日（月）～5月1日（火）
（土・日曜日、祝日を除く）
午前8時30分～午後5時15分

年金相談所を開設します

全国社会保険労務士会連合会運営の「街角の年金相談センター高松（オフィス）」では、年金相談所を開設します。相談料は無料で申請等の手続きもできます。お気軽にご相談ください。

日時 3月14日（水）

午前10時～午後3時

場所 三豊市役所西館 第3会議室

相談員 社会保険労務士

持参物 年金手帳・年金証書・振込通知書などと相談者本人であることが確認できるもの（代理人が相談に来られる場合は、委任状および依頼を受けた本人であることが確認できる書類が必要）

※電話による年金相談は受け付けていません。

▼問い合わせ
街角の年金相談センター高松（オフィス）
☎087(811)6020

自動車税（県税）の減免申請

●期間

4月2日（月）～5月28日（月）
（土・日曜日、祝日を除く）

午前8時30分～午後5時15分

▼受付・問い合わせ

県税事務所（高松合同庁舎内）
☎087(806)0314

●出張受付

4月9日（月）・16日（月）・5月14日（月）
午前9時～午後4時

▼受付・問い合わせ

西讃県民センター（三豊合同庁舎内）
☎25・5200

●場所

税務課または各支所

※各支所では当該町のみで他町の縦覧はできません。

●手数料

無料

※価格縦覧簿の写しは交付しません。

●縦覧内容

土地：所在・地番・地目・面積・評価額
家屋：所在・家屋番号・種類・構造・床面積・評価額

固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者が固定資産課税台帳のうち、自己の資産について記載された部分を確認できます。

●対象

固定資産税の納税義務者または借地人・借家人、代理人（納税者の委任状が必要）

※借地人・借家人は対象となる資産のみ閲覧できます。なお、閲覧には賃貸借契約書が必要です。

●期間

通年
（土・日曜日、祝日を除く）

午前8時30分～午後5時15分

●場所 税務課または各支所

●手数料

縦覧期間中（4/2～5/1）は無料、そのほかは1件300円

●閲覧内容

納税義務者：所有する資産の課税台帳
借地人・借家人：借りている土地または家屋の課税台帳

▼問い合わせ 税務課 ☎73・30006